

通告6番 10番議員、小田眞一です。通告に従い、住民参加と住民投票条例について質問いたします。

大井町自治基本条例では、住民参加による自治協働のまちづくりを基本と定め、その第18条において、住民投票が組み込まれています。しかし、自治基本条例施行後、7年目に入った現在においても、いまだ住民投票条例は策定されず、いわばたなごらしの状態であります。地方分権の進展に伴い、住民と行政との関係は、従来の参画から協働へと進化しつつあります。当町も近隣の市町に先駆けて、協働のまちづくりを掲げて、自治基本条例を策定したはずであります。町民参加による協働のまちづくりを標榜するならば、自治の担い手として議会、町長、行政職員だけでなく、住民、さらにはNPOボランティアなども自治体の政策過程に関与する必要がある、住民による意思決定への直接的な参加を可能にする手段としての住民投票制度は欠かすことのできない重要な仕組みだと考えています。

大井町住民投票条例の策定については、平成23年3月と平成24年6月の定例議会と、2回にわたって質問しております。1回目の答弁は、慎重に対応したい、2回目には、未解決問題があり、保留中であるとの御答弁でありました。調べたところ、平成21年10月号の広報において、素案に対するパブリックコメントを求めており、同年12月16日には、大井町住民投票条例策定会議から町長へ素案が提出されています。翌年の平成22年2月の広報において、町はその答申を最大限尊重して、議会へ条例案を提出するとの記事が掲載されています。

あれから足かけ6年間、どんなことを慎重に考え、どんな未解決課題を抱え込んだまま6年間も放置してきたのでしょうか。内容によっては、町民にお示しいただき、ともに考えてみるのもよいのではないのでしょうか。多種多様な価値観と個人主張が混在する現代社会であるからこそ、行政主導に偏らず、あらゆる情報を公開し、共有し、ともに考え、まちづくりをしていかねばならないと思います。それはすなわち町民参加であり、協働のまちづくりと言えるのではないのでしょうか。

ところで、住民投票制度のあり方を論じている幾つかの文書を読むと、必ずや間接民主主義制度の根幹を危うくするという否定的な主張が行政や地方議会からなされていることを見受けられます。しかし、地方分権の進展に伴い、住民と行政の関係は従来の参加、参画から協働へと進化しつつあります。地域づくりの主体としての住民が、その比重を増すことによって、これまで行政主体、行政主導であったまちづくりや地域社会の意思決定が住民側にシフトしていくことはもはや避けられないでし

ようし、ある意味で自然な流れかもしれません。SNSなどと呼ばれるインフォメーションツールの発展に伴い、さまざまな情報が飛び交う現代社会では、一つの意見が拡散し、共有され、そして増強される現象は、今後ますます加速してくるものだろうと考えます。言うまでもなく、日本の地方自治は二元代表制をとっており、国と違って議院内閣制ではありません。首長は住民から直接選べる、選ばれるので、その政治責任は直接的には住民に対して負うべきものであり、議院内閣制のように議会に対して直接責任を負うものではありません。

また、同じく住民から選ばれた地方議会には、与野党が存在する必然性はなく、首長と議会との関係は、2つの代表機関の間のチェック・アンド・バランスの緊張関係が想定されています。言い方を変えれば、首長の政策の立案から実施に至る全過程は、議会よりも首長が直接責任を追っている住民にこそ、直接かつ第一義的に開かれなくてはならないのであります。議会における審議過程もまた同様であります。

このように考えると、情報の公開と情報の共有を基本とした町民参加による協働のまちづくりの推進のために、また住民の参加意識にこたえるためにも、間接民主主義の構造的弱点を補完する仕組みとしての住民投票制度は、必要かつ重要なことでもあります。

当町においては、町民が主体となることを規定している自治基本条例の下に住民投票を配置しております。それ以外に、要件が整えばいつでも施行できる常設型の住民投票条例を策定し、住民参加に係る個別条例の一つとして整備されるべきだと考え、これを提案いたします。

つまり、住民投票制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて、住民の町政への参加を促進し、より安定性の高い政策の決定や実施につなげていくことができるのだろうと考えます。

そこでお聞きいたします。町では大井町自治基本条例に条項規定して組み込まれている住民投票条例の策定は、今後どのようにされるつもりでしょうか。約6年間も未策定のままとなっている理由は一体何なのでしょう。また、この住民投票制度のみならず、実効性のある住民参加の推進策についての見解をお聞きいたします。

町長 通告6番 小田眞一議員の、住民参加と住民投票条例についてお答えをさせていただきます。

常設型の住民投票条例の制定と、住民参加推進策の見解はどの御質問でございますが、平成21年4月に大井町自治基本条例が施行に至り、住民投票制度が第18条に位置づけがされました。そのため、平成21年7月

から学識経験者、各種団体の代表の9名で構成される大井町住民投票条例策定会議を設置し、議論を積み重ね、10月にはパブリックコメントを1カ月間にわたり実施した上で、条例素案を策定したものでございます。

条例素案の特徴といたしましては、常設型の住民投票条例であり、住民投票の資格は大井町に3カ月以上住所を有する年齢満20歳以上の日本人と永住外国人となっております。公職選挙法では、外国人について投票資格が認められていませんが、住民投票条例策定会議の中で、全国的な傾向として外国人の資格を認める自治体がふえていること、大井町自治基本条例第7条第2項の趣旨に沿うこと等の意見が上げられたことから、投票資格を外国人に認めることとなりました。

また、住民投票実施の請求または発議については、住民請求による場合は投票資格者の3分の1以上の署名を要することとし、議会請求による場合は議員定数の12分の1以上の賛成をもって議員提案され、出席議員の過半数の賛成により議決する必要があります。さらに、町長みずからも、町政の重要事項についてみずからの判断で住民投票実施の発議をすることができるかとされております。

なお、本素案では、住民投票の結果について、町長は、住民投票の結果を尊重することと規定されております。これは、条例で住民投票の結果に対して拘束力を持たせることは、地方自治法の代表民主制に反する可能性があるためです。したがって、最終的な意思決定は町長の裁量とするものであります。

こうして、条例素案の作成を進めていたところでございますが、当時、竹島問題、尖閣諸島中国漁船衝突事件等を契機に、外国人に参政権等を取り巻く社会情勢が変化したことがございました。また、国政選挙の年齢引き下げに関する議論が活発化したことなどを踏まえ、条例案の上程を保留しておったものでございます。先般も、大阪市において大阪都構想の是非を問う特別区設置住民投票が、大都市地域における特別区の設置についての法律に基づき、結果の拘束性を伴う住民投票として行われるなど、直接的に民意に問う住民投票に注目が集まっているということは承知しておるところでございます。また、本年3月には、与野党6党の衆議院議員により、公職選挙法等の一部を改正する法律が提出され、現在審議中となっております。委員会は通ったようでございます。成立の可能性が高いものと見込んでおるわけでございます。この法律が成立いたしますと、来年夏の選挙以降、選挙権の年齢が20歳から18歳へと引き下げることとなります。これまでの経緯や昨今の住民投票に関する動向、さらには法改正を注視しつつ、住民投票のあり方を引

き続き検討しながら、適切な時期に結論を得てまいりたいというような考えでございます。

いずれにいたしましても、間接民主制をとる我が国の地方議会でございます。町の意味決定は議会が基本であるとの認識に立ちつつ、大井町自治基本条例の理念である協働のまちづくりを進めるため、これまで実施してきました各種審議会や町政懇話会、またパブリックコメント等を初めとする政策決定過程における町民参加に加え、政策決定の最終段階における町民参加の一つの方策として、また、間接民主制を補完する制度としての住民投票について、慎重な検討をしてまいりる時期であるというような認識を持ってるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- 1 0 番 何年か前にできた大井町住民投票条例の逐条解説と、今いただいたんですけれども、今の町長の御答弁をそのまま聞くと、よく熟慮したいということなんでしょうけれども、この逐条解説、このそのものは有効性を持っているものとして理解していくのか、いや、これはとりあえず素案なんでまだ全くまた素案もつくり直すんだという考えなのか、いかがでしょうか。

企画財政課長 議員お手元でございます逐条解説でございますけれども、それについては大もとの素案ということございまして、その素案をもちましてその後パブリックコメントを実施いたしました。そのパブコメの終了をもちまして、特に意見はなかったんですけれども、その後読解、いわゆる読み込みといいますか、その辺の作業をうちのほうの職員全体の中で取り持っております。そんな中で、その素案についてもある程度修正が加えられておまして、その修正が加えられた素案っていうのは手元にはございますけれども、それが確定しているものということではございませんで、社会情勢も変化している中で、そんな中も変化をその修正案の中に今後少しずつ加えながら検討してまいりたいと、そういう状況でございます。

以上です。

- 1 0 番 ということは、この素案はとりあえず素案ということで、暫定的には生きてるので、これに改良を加えていくつもりだということで理解します。これをつくるに当たっても、審議会なもので、策定審議会と言ったらいいんでしょうか、多分住民投票条例策定審議会か何かで、多分やってると思います。その辺の審議会の委員の方との了解というか、つくったはいいが、まだ上程、議会に上程するにはいろいろ問題があるという、その問題点等をきちんと報告した上で保留、結局結果的には保留してるわけですね。そ

の辺の作業はしっかりとなされてきたんでしょうか。

企画財政課長 その読解を行った後、また最終的な条例の素案、それについて町長へ提言したのが12月16日というところでございますけれども、その後その素案をもって条例を、いろんな諸事情もありまして、上程していないという状況については、各委員さんには報告はしてございますけれども、その後の動きについてどうするかといったところについては、報告はしていないという状況でございます。

以上です。

1 0 番 そういう状況で、保留という状況、簡単に言うと保留なんですけども、慎重に考えなければいけないと思いますね。慎重に考えなければいけないと、あと何言ってたかな、何か理由をつけた中で、保留になってたんですけども、私、今回、この議会の一般質問の中で、条例が云々とか、前回のとき大分条例の内容に突っ込みましたら、議長からもお叱りを受けた経緯があるんですけども、きょうはそんな内容のことについてとやかく言う必要はないと思っていますので、何で保留しなきゃいけない、要するに先ほど永住外国人の問題と、年齢制限、国の動向を見た中でやってみたいという、確かに理屈的にはそうなのかもしれませんが、何せもう今年7年と何カ月に入ってますよね、この仕事が始まって。条例だからそう簡単につくってはいけないのかもしれませんが、果たしてその時点でその永住外国人問題と年齢、年齢のほうはもう法律に全部なりました。その時点で、18歳でもいいんじゃないかという案は出たと思います。それは別にして、永住外国人問題の外国人参政権云々も、果たして待っていて事態が変わるという読みがあったんですかね。私はこういうのは条例というのは別に法律じゃないんですから、大井町の条例の条例として、自治の中の一つとして決めることなので、それほど悩む問題じゃないんじゃないかなと。ただ、この逐条解説を見ると、国のあれに沿ってやってますよね。出入国管理及び難民認定法、これに従ってやってるってということで、何ら法に逆らったような、逆らったって、言い方よくないんですけども、変わった条項文ではないと思っております。なおかつ、悩んでいた理由というのは、もし簡単に言えるんでしたらお聞かせください。

企画財政課長 悩んでいたということではございませんで、当時の事情もございまして、いわゆる尖閣、竹島問題でございますけれども、その問題が当時から引き続き今現在も大きな課題として捉えられてるという状況を持った中で、引き続き保留をしているというような状況でございます。

以上です。

1 0 番 そうしますと、その竹島とかそういった尖閣の問題が社会現象として

いろいろ取りざたしている時期で、ここで外国人参政権を大井町が、小さな町ですけども、条例の、自治基本条例の中で住民投票条例でそれを条例化したら、言い方悪いけども、大騒ぎになるんじゃないか。それと、それに対して反対する声が出るんじゃないか、もしかしたら大賛成してくれる団体とかそういった活動家が来るんじゃないか、そういったことに対する危惧というか、煩わしさと言ったら失礼ですけども、難しさがあつたから二の足を踏んだのか。審議会ではきちんとつくってあるんですね。その法律に従って、決して逸脱してる条項文じゃないと思いますので、なぜそこまでちゅうちょなされたのか、いかがでしょうか。

企画財政課長 その尖閣、竹島問題でございますけれども、その状況が今現在もまだ引き続き続いているというところはございますけれども、社会情勢が非常に変化する中で、今もってそれほど当時と、変化した当時とは余り状況は変わってない。ただ、その状況も今後いつ変わってくるかもわからない状況でございます。それは好転するかどうか、あるいはこのまま引き続くのか、その辺わからない状況の中で、今現在においてはこの住民投票条例につきましては、今後も検討していく必要はあるだろうということで、保留をしている状況でございます。

以上です。

1 0 番 それで、この逐条解説というか条例案をパブリックコメントをとったと先ほどおっしゃいました。パブリックコメントをとって、多分意見がなかったっていうのは先ほどの答弁でご承知しておりますけれども、全くなかったのか、あつたのか。

また、そのパブリックコメントの出た意見を公表してるのか、またする必要はないと思ってるのか、その辺の考えも実は聞きたいんですけど。そのパブリックコメントに対してこういう意見が出ましたというようなことを、公表という言い方は何か大げさですけども、ホームページなりで、パブリックコメントはとってるんですから、こんな意見が出ましたって、そういうことは今までやりましたか、私の記憶はないにしても。

企画財政課長 この住民投票条例に関するパブリックコメントにつきましては、町民の方から意見は1件もございませんでした。ですから、公表もしていないと、そういう状況でございます。

以上です。

1 0 番 質問とあれが大分膠着しちゃいそうで、要するにもうやらないと言ってるようなもんで、はっきり言って。どんなにせよ保留って言い方は非常に便利で、今後この、今ひっかかっているその問題が解決する糸口、見通しているのはほとんどないような気がするんですよ。というのは、ほか

の町ではつくっていろんな、この辺はきちんと自分なりの解説をつけて、これこれこれだから永住外国人、つまり永住外国人にもいろいろありますよね。そういう人には当然住民だから投票権あります、たしか近隣では、これが直接国で言ってる参政権に結びつかないと考えてるという解説文をつけてやっていますよね。その辺をきちんと変えていかないと、周りを見て周りによってやるっていうんだったら、でしたら自治基本条例から住民投票条例は削除してもらいたい、そのぐらいの気持ちなんです。書いてあって、いつまでもこんな宙ぶらりんな状態で答えも出ないというのはどうなのかなと思うんですけど、これ、答え聞いたら質問終わっちゃうんですけど、どうなんですか。

企画財政課長 先ほどと重なるような答弁になってしまいますけれども、可能性として事態が好転する可能性はゼロではないという状況の中で、今この時点をもって条例を制定するのは拙速に過ぎるのかなと判断してございまして、その時期が来ましたらさらなる検討を加えた上で条例の策定に取りつけていきたいと考えてございます。

以上です。

1 0 番 このままやっても平行線かもしれませんので、どうですか、ここで投票権が18歳になりそうですよね。大井町の住民投票条例は20歳ということになります。これが多分通ったときには20歳、18に変更するつもりなのか、それはいきなり課長に聞いても答えられないかもしれませんけども、理論的に言うと、変えなきゃいけないと思うんですけども、その辺の手直しもしていかなくちゃいけない。できるところから直して、永住外国人の問題は決着したら出すっていうことで、ほとんど決着するような問題じゃないかと私は思ってるんですけど、これを決着できたら大したもんです。でしたら、地方自治だったら地方自治のものの考え方をしっかり示して、大井町はこういう方針でやります、けれども法律が変わったなら変更しますってぐらいのことでやってもいいのかなと思うんですけど、18歳のことについてお答え願います。

企画財政課長 この住民投票条例の素案ができたときの経過を見ますと、国の選挙に準ずるという形になってございますので、今の状況を鑑みたく中で、来年の6月あるいは、恐らく6月には施行されると思われる、改正の選挙後ですけれども、その時点で18歳になります。それをもちまして、大井町の住民投票条例の要件、年齢要件につきましても、18歳に合わせていくべきだろうと考えてございます。ですから、まずは今現在持っている素案の状況を、年齢条件のところについては内部で改正を加えた中で、先ほど来お話ししてございます外国人要件、その辺の問題が整ったときに合わせて

改正していくことになるのかなと考えております。

以上です。

- 1 0 番 この件にあと一言、1問だけでできたら終わりにしようと思ってるんですけども、年齢制限の、年齢のほうは国のほうの制度が変わって、そういうようになってきたので、それに準じてやる。この外国人の問題、国にもちゃんと決まりがありますよね。国の制度をそのまま利用しよう、国がそうなってるんだから大井町は国の制度に従うんだっていう論法って成り立たないんですか、どうなんですか。私は非常に意味が解せないのです。特別変わったことやるなら、これいろんな問題があるからしょうがないのかな、これは難しい問題だなと思いますけど、国の、外国人の住民登録資格者については云々って書いてあるんですけど、これは国の出入国管理とか何か、永住外国人という定義がないので、その国の制度に従ってこう決めましたって、これ何条になるのかな、第3条の中にうたってますよね。何か、言ってる意味がよくわからないんですよ。年齢は国の制度に従うけど、外国人については国の制度がまた変わるかもしれないからやらないんだ、18歳じゃなくて今度16歳になったら、国の制度があったから16歳にします、じゃあ外国人の資格も国の制度が今現状これなんだから、大井町もそれに従ってこうやりますっていう論法は、私は個人としては成り立ってもいいんだらうと。何でもやれという意味で言ってるんじゃないで、そういった論法で言うならば、十分大井町住民投票条例はこの素案を今回もしやるなら年齢を変える、そういうやり方で何ら問題ないのかなと思うんですけど、本当にそのことに悩んで現在まで6年間放置されてきたんですか。本当にそれが、それが本当の悩みなんですか。そんなに皆さん悩んでたんですか、現場の担当者の方。本当に悩んでんだったら、さっき冒頭私言いましたよね、もっと皆さんに言ってくださいと。大井町ではここで悩んでこれを果たして決めちゃっていいのかわからないけど、議員の人はどう思いますか、町民の人はどう思いますかと、そのぐらいのことを今度は逆にパブリックコメント、そのことに一点絞ってやってもいいのかなと思うんですよ。それやらないんだったら、本当にもう18条を削除してほしいと思うんですけど、どうでしょうか。

企画財政課長 まず1点目、年齢要件につきましては、この素案をつくった当時、国の選挙制度にのっという事で、今回18になりそうなので、その時点で18に引き下げるのであろうと回答させていただきました。

もう一つの、永住外国人の要件につきましては、平成24年に外国人登録制度が変わりました、住基の登録のほうに。その辺についても、その改正について素案について、内部の中では法改正されるんだらうということ

ろで、改正をしているところもございます。当然、ですから第3条の書きぶりが大分変わってくると、なってくると思われま。

それから、永住外国人の要件と申しますか、どのように取り扱うかというところですが、それについては先ほども申し上げましたが、悩んでいるというよりも、社会情勢がどうなっていくかというそういう推移を見守りながら保留をしているという状況でございます。

以上です。

1 0 番 では、その件についてはもう質問は終わります。

町民参加ってということで話を、住民投票条例も町民参加の一つですので、お伺いいたします。

前回、先月議会報告会の中で出た意見です。第1回大井町総合計画審議会において、資料と議事内容は公開するが、審議の傍聴は非公開とするとされてたことについて、何で公開するんだったら傍聴できないんだっていうような意見が述べられておりました。私が想像するには、総合計画審議会に出席議員の合議の上で、議事録等氏名を伏せて公表はしてもいいけども、審議内容を傍聴されると、言いたいことを言えないからっていうのは、これは私の想像ですけど、多分そういうのかなって思ってるんですけども、それに対してある町民の方からは、そういう意見が出ました。私は町民の言ってることのほうがある意味、先ほど言った町民参加と間接民主主義を補完するという意味では、知る権利、情報を共有する権利っていうのはあっていいだろうし、参加している出席委員が人に聞かれて誰が言ってるかわかっちゃう、わかると嫌だから発言しないっていう、そのこと自体が間違ってるんじゃないかと思うんですよね。無責任なことを言う人は、無責任なことを言ってしまっただけだと思いません。そういった公の席で、審議会という公式の席で話をするので、責任を持った発言をしてもらわなければ、審議している意味がまずないと思いません。そういう意味で、情報を公開する意味では、傍聴者に直接、何もみんな無理に来いとは言わないんです。気がついて興味ある人は来るでしょう。そういう人までシャットアウトすることは、協働の町、町民参加とうたっている以上、自治基本条例の中でもうたってます、それにある意味反するのかなとは思いますが、個人的な見解の差はあるかもしれませんが、しかし町政というのは個人的見解でやっちゃいけないだろうと思いません。しかし、仕組みとしての審議会を公開する、これこれこういう場合のときには非公開とします、しっかりと決めたルールの中でやっていかないと、そのときそのときの審議会長なり町長なり、ある程度発言力のある人によって、あっち行ったりこっち行ったりしてしまっただけだと思いません。

うと思うんですけども、この審議会が非公開となった理由というのを、今は想像で話してきましたけども、実際問題どういうことでしょうか。

企画財政課長 小田議員おっしゃるとおりでございます。審議会の中で自由闊達な意見が述べづらくなるという理由から、非公開としてございます。ただ、小田議員おっしゃることも重々理解できますので、それにつきましてはまずその審議会の委員の皆さんの御意見を聞きながら、またほかの審議会、あるいは他市町村の状況等も調査してみたいと考えてございます。

以上です。

1 0 番 審議会、もういろいろ町もそういう町民の意見を聞いて政策をつくるっていう場合に、個人的な、何か個人秘密に触れるようなことのとときに公開しちゃいけないと思うんですけども、今回議会報告会で出されたのは、町の全体像をどうするかという、誰にも関係する大事な案件であります。そのときに、傍聴を町民に許さないというのは、私は間違ってると思ってこういう発言をするんですけども、どうでしょうかね。一つ、町の今後審議会やるに当たって、審議会ってというのは何なのかって、要するにガイドなんて言ったら大げさで、要綱みたいなものが、私は町にないような気がするんですけども、そのときそのときに決めてるんだらうと、しっかりと審議会開催要綱とか何か名前わかりませんが、そういうのって傍聴規定、審議会傍聴規定って言ってもいいと思うんですけども、その辺を策定する必要性を感じてるんですけど、これから、個人の意見がみんないるんことを言う時代になってきてます。昔は町の職員がやってれば間違いねえわ、あの議員とかに、中に入ればいいやって、ある意味信頼された、ある意味無責任でもどうにかこうにか世の中うまくいったかもしれません。でも、今の時代本当に言いたいこと言う人がいますよね。自分のことは棚に上げて、人の揚げ足を取って、さもそれが正しいかのよう、ばしばし言ってきますよね。それは間違ってるとは言いませんけども、ある程度のアウトラインというか、規定をしっかりとつけて、今回はこういうわけで傍聴はできませんと、許可しませんじゃなくて、条例で規定で決まってるのでできませんというのが、決まりをしっかりとつくったほうが、仮にそれが間違ってるってときに、その規定について話し合えばいいのでして、その審議会がいい悪いじゃなくて、その規定がいいか悪いか話せば、じゃあこの規定をこういうふうに変えましょうということで、よりいい形の審議会ができるんじゃないかなと思います。その辺のお考え、どうでしょうか。

企画財政課長 今、小田議員おっしゃった条例をもとに規定をつくっているかどうかというところは、済みません、把握はできてございませんけれども、恐ら

く審議会に関する設置要綱というものは、今手元にないんですけども、そういうものはあると思っております。その中に、傍聴の部分に対する規定も設定してあるものと思いますけれども、それについてはまた後ほど確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、小田議員おっしゃるように、今現在の世間全体の風潮としては、そのような方向が生まれてきているのかなと考えますので、その辺についてもさらなる調査をさせていただけたらなと思っております。

以上です。

- 町長 審議会におきましては、審議会は町民参加の場の一つだというような認識のもとに、審議会を運営しておりますもので、ある面では審議会の中で活発な意見交換をしていただくことが、町民参加の場になるというような判断もしております。そうでなかったら、町が出した素案だけで物事が進んでしまうようじゃいけませんので、そんなことも町のほうでは考えております。幾つかの審議会を持ってるわけですが、その中には、町民公募の場もあるのも、あるわけですが、その辺のところは議員御指摘の点においては、もっと透明性のある審議会にしていくというようなことも必要じゃなかろうかなと思っておりますし、もし傍聴を許すというようなことの中で、発言が制約されるというようなことだと、かえって町の素案どおりに事が進んでしまう、これも一つ考えなければならぬことじゃなかろうかなと思っております。今後の審議会の運営に関して、それぞれの性格性がございまして、町としてもいろんな各方面から、判断をした中でどういうような対応がいいか、そしてさらに透明性を増していく審議会にしていくような、そんな考え方も持っていく必要があるというような認識を持っているところでございます。
- 1 0 番 ぜひ、住民の参加意欲というか、参加意識というか、関心を持った人がそういったものを、直接審議会に出れば一番いいんでしょうけども、多分その審議会の募集の仕方も、一般公募ってやってるのか、各種団体の代表、商工会議所の人とか民生委員だとか、そういった枠の中で取ってきて、一般公募1人か2人というのが、何かそんな感じがしてるんですけども、審議会の審議の内容によっては、極端な話全員一般公募、極端ですけど、内容によって、そのぐらいの町民参加を促進するものの考え方が必要だろうと思っております。先ほど今町長のほうの気持ちっていうか、意思是わかりましたので、そのことはまたよろしく御検討、傍聴規定も含めてやっていただければいい、ありがたいなと思っております。

これもまた別の話ですけども、これも議会報告会で、つい先日あった議会報告会で出た話なんですけども、役場北側の土地区画整理事業の公園

について、若い女性、若いって言ったら失礼ですけど、女性の方に、決定してしまっただけですってというふうな報告じゃなくて、計画段階から利用者である町民に、参加って言ったか参画って言ったか知りませんが、要するに一緒に考えて、私たちが使うんだから、その公園を設計するに当たっては一緒に、仲間に、仲間って言うか、要するに参画したいということ、そういった、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかっていうようなお話がありました。本当に一考してもいいことかなと思いますけど、いかがでしょうか。

町 長 参画をしていただくことは結構でありますし、当然そういうような機会がなければならぬかと思いますが、我々は一つはまとめていくというようなことも我々の仕事の中でもありますもので、町の考え方を示して、それにただ賛同していただければいいというようなことではございませんが、我々も時間の中で解決をしていかなければならないこともありますし、町民の皆さん方の御意見を聞く、どこまで聞くかというようなことも、一つの判断を持たなければならぬわけでごさいます、ある程度の素案ができた段階で、町民の皆さん方の御意見を聞くというような方向性に今取り組んでおるところでごさいますもので、下のベースから、町民の皆さん方の御意見を聞くといっても、積み上げていく上において大変難しいものもありますもので、素案ができた時点で町民の皆さん方にお示しさせていただいて、御意見を聞き、伺い、そして方向性をきちっと決めてまいりたい、そんな考えでごさいます。

1 0 番 最初からといっても確かにいろんな専門的な知識も必要な部分はあると思います。素案というよりも、素案の素案ぐらいで参画、参加した人がこういう使い方じゃなくてこうやったほうがいいですよってというふうな発言をする、して、また町がそれを取り入れるぐらいの柔軟性のある時点で、公募なり募集して、できるならばそういったデザイン的なものに参画をさせるのも必要だと思いますので、ぜひお考えくださればありがたいと思います。

当初の住民投票条例があっけなく終わってしまったんですけども、情報、町民参加の中、役場の入り口、玄関の横にポストがあって、その左に掲示板ありますね。あれ私、役場に来るたびにその掲示板を気になるから見るんですけど、あれは多分公示、公告とかそういう意味で、法的に置かなきゃいけないものなのかどうか、確認してこなかったんですけども、非常に見にくいですよ。ただこういう紙がぺたぺたぺた張ってあって、タイトルさえ見えないので上塗り上塗りやって、多分一番新しいのは上側にあるんだろうけど、あれ一面ガラス戸が引いてあっ

て、全く読めない、読んでる人がいるのかなとは逆に思ったりもするんですけども、あれってもう少し改善できないのかなと思います。というのは、まず表紙が見えないというのが最悪でしたね。日に焼けちゃってる状態で、あれはもう決まりでやってると思うんですけども、あれはまず法的な制度の中で、あれをやらなきゃいけないのか、今の時代あんなことやらなくたって、情報コーナーに書類を置いとくなり、もしくはタイトルだけ列記しておいて、こういう情報があります、閲覧は情報公開コーナーでやりますとかやっていけば、あんな見苦しくやらなくていいのかなと思うんですけど、法的にあれはやらなきゃいけないのかどうかも含めて、お考えを。

議 長 小田眞一議員、これは通告にございませんですけど。
1 0 番 町民参加ですよ。情報です。情報の共有ということでしたけど、理解しました。

総務安全課長 こちらは地方自治法の第16条に基づきまして、それに基づきまして、大井町条例等の広報に関する条例というのが、本町のほうでも制定してあるわけですが、これに基づいてっていう形の部分、先ほど議員が言われました議会等での可決、成立した条例の公布、それから規則の公表等、広く町民に知らしめる方法の一つという形の部分で、掲示板、掲示場を設置してそこに掲げるという形で設置して公表のほうをしているという状況です。

1 0 番 申しわけありません。あれは立派な広報ということで、情報の公開でありますので、町民参加まず公開とそして情報の共有から始まるものと理解しております、逸脱した意見だとは思って先程、掲示板について質問したつもりはございません。もし、取り違えられたならおわびしますけども、そういう意味でぜひ御理解をお願いしたいと思います。

あそこに町のいろんな情報が出されます。あれは決まりの中で公開しなければいけない、公示しなければいけないという決まりの中でやってると思い、今の掲示板はあれですので、大事なものです。あんな状況でべたべたべたべたやらないで、これは私の個人的な考えですけど、先ほども言ったように、どういうことが公示されたのかっていうタイトルだけを一覧表に列記して、詳しくは情報公開コーナーにありますっていうようなやり方、内容わかりませんが、可能なのか、改善的な、改善したいという気持ちで言ってるわけですし、そのほうがいいのかと思うんですけど、無理でしょうか。

総務安全課長 条例に基づきまして、それはでき得ないということではなく、それからあともう一点、冒頭小田議員のほうで乱雑にという形の部分で言われま

したが、見る限りではあれは乱雑でなしに古いものから、要は上へ上へということですが、ここにそういうものが交付したのがありますよという形の部分、もう成立した形の中で私は掲示してあるんだと。つまり、一目瞭然でというのはなかなかあのスペースの中に、御案内かと思いますが3月に条例改正が20本近くありまして、それからあと予算関係もありましたよね。ですから3月の条例で交付は、御可決いただいたものだけでももう既に30本ぐらいありますので、30枚のものが出てきます。そのほか、あといろんな関係の組合議会とか、それからあと委員会とか、そういうところからいろいろ出るものもありますので、あれは新しいものが出たときには古いものを外して、それで整理しながらという形の中になっておりますので、それとあと、ごらんいただいたように、ガラス窓の引き戸がありまして、それでごらんいただくという形の部分の、そういうスタイルになってますので、関心のある方はその引き戸をあけてどういうものがあるかを見るというスタイルでやらせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

1 0 番 わかりました。要するに改善は、今のやり方が一番最善な方法ではないかということで、理解させていただきます。

次に、気になったことは、町民サポート、何ていいましたっけ、町民課でやってる住民の方の町民参加を促進するためのサポートセンター、自治会活動か。あれはできてから2年目ぐらいになるのかな、3年ぐらいたつかな、たちますと思います。どうなんですか、あの状況でサポートセンターに自治会の方がいろんな意味で御相談に来られるものだと想像しておりますが、3年たった今現在、あのサポートセンターのやり方で果たして町民参加、協働のまちづくりというものは機能されている仕組みと言えるかどうか、感想をお聞かせください。

町 民 課 長 6月の広報にも、少し26年度の件数等御案内させていただいております。自治会活動サポートセンターについては、平成24年4月に開設いたしました。したがって、25、26、27、3年目を迎えております。感想ということなので、最初は手探りの状態で、とにかく自治会活動に対する何かこういった情報の交流の場になればということで、かじりました。翌年度につきましては、若干その双方向のこういった情報交流ができてきたのかなというところで、昨年あたりは自治会長さんが来られたりとか、電話があったりとか、インターネットでのメール交換とかっていうことの中で、情報交流もしております。その中で、特に感じるのは、そういう状況のときには町が積極的に地域に出向いていくような状況もあります

し、自治会の中では町民課長さん来てくれよみたいなことも実際1件ございましたし、だんだんそういうことで町側も機を捉えて出向くような状況、いわゆる出張るというかですか、そういう状況がありますので、十分かどうかはともかくとして、もう少しやらせていただいたらということでございますし、改善の余地があればその辺のところは検証していくということでございます。